

## 1 下請法に係る措置の状況

公正取引委員会では、下請法の規定に基づく勧告のほか、下請法違反のおそれのある行為をしている事業者に対して指導を行っている。令和元年度には、勧告7件及び指導8,016件を行っているところ、指導件数は昭和31年の下請法施行以降、**最多**となった。

## 2 下請法に係る指導事例

令和元年度において、実際に指導を行った具体的な事例は以下のとおり。

### 金型に関連する下請法指導事例①

金型の保管を下請事業者に委託している工業用ゴム・プラスチック製品製造会社A社は、自社が所有する金型を下請事業者に保管させているが、下請事業者から要請がない限り、保管費用や廃棄費用を支払っていない。

このような行為は、下請法が禁止する**不当な経済上の利益の提供要請**に該当するおそれがあるものである。

# 下請法の運用状況について

## 金型に関連する下請法指導事例②

金型の製造を下請事業者に委託しているアパレル製品製造会社B社は、金型の製造委託において、金型から作成された製品の発注数量から製品1個当たりの金型代金を算出し、製品単価にこれを上乗せすることにより金型代金の支払を行っていたため、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、あらかじめ定められた支払期日までに下請代金を支払っていない。

このような行為は、下請法が禁止する**下請代金の支払遅延**に該当するおそれがあるものである。

## 働き方改革に関連する下請法指導事例

食料品等の製造を下請事業者に委託している製造販売会社C社は、自社の各店舗向け商品を自社の物流センターに集め、自社で仕分け作業を行っていたが、当該仕分け作業を外部委託することとしたことに伴い、当該委託費用等に充てる目的で、下請事業者に対し、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から差し引いていた。

このような行為は、下請法が禁止する**下請代金の減額**に該当するとともに、親事業者の働き方改革の取組を下請事業者にしわ寄せするものである。

# 下請法の運用状況について

## 3 新型コロナウイルス感染症に関連した取組

新型コロナウイルス感染症の拡大防止やそれに伴う需要減少等を理由に、親事業者による受領拒否や買ったたきなどの下請法違反となる行為が起こり得るところ、どのような行為が違反となるかを周知し、違反行為を未然に防止することを目的として、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受ける下請等中小企業との取引に関して、中小企業庁と連名で、「新型コロナウイルス感染症拡大に関連する下請取引Q&A」を作成・公表している(令和2年5月13日公表)。

本Q&Aにおいては、部品の調達不能等により、発注した製品について受領拒否や発注の取消しをすることが下請法上、問題となることなど、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って事業者が注意すべき点をまとめている。